

第2回常陸大宮市議会定例会議案

令和5年6月6日

常陸大宮市

○目次

報告第3号	令和4年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P1
報告第4号	令和4年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P5
報告第5号	令和4年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について	P7
報告第6号	令和4年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について	P9
報告第7号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P11
報告第8号	専決処分の報告について (常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	P13
報告第9号	専決処分の報告について (常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例)	P17
議案第32号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市税条例の一部を改正する条例)	P21
議案第33号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	P27
議案第34号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び常陸大宮市国民健康保険美和診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例)	P31
議案第35号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第1号))	P35
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第2号))	P37
議案第37号	常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例	P39
議案第38号	常陸大宮市税条例の一部を改正する条例	P43
議案第39号	常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例	P51
議案第40号	財産の取得について	P59
議案第41号	工事請負契約の締結について	P61
議案第42号	市道路線の認定について	P63
議案第43号	市道路線の変更について	P67
議案第44号	令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算(第3号)	別冊

報告第3号

令和4年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和4年度常陸大宮市一般会計補正予算（第9号）第3条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2. 総務費	1. 総務管理費	旧諸富野小学校校舎等解体工事	35,662,000	35,662,000				35,662,000	
2. 総務費	1. 総務管理費	緒川地域センタートップライト改修工事	20,757,000	12,617,000			12,600,000		17,000
2. 総務費	1. 総務管理費	御前山地域センター空調設備等改修工事	39,754,000	39,754,000			35,700,000		4,054,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	美和認定こども園殺菌保管庫購入事業	77,000	77,000					77,000
6. 農林水産業費	1. 農業費	野上地区地籍調査作業等委託	13,900,000	13,900,000					13,900,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	木造住宅建設助成事業	6,880,000	4,640,000				3,440,000	1,200,000
7. 商工費	1. 商工費	ショッピングセンターピサーロ子ども広場整備工事	22,160,000	22,160,000				10,000,000	12,160,000
7. 商工費	1. 商工費	道の駅常陸大宮遊具設置工事	22,924,000	22,924,000	7,328,000		14,800,000		796,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道等維持補修事業	68,200,000	68,200,000		31,416,000	27,100,000		9,684,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	雨水排水計画策定支援委託	8,030,000	8,030,000		4,010,000			4,020,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	44,558,000	42,756,000			35,400,000		7,356,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	445,993,000	385,899,000		84,800,000	265,400,000		35,699,000

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁維持補修事業	15,256,000	15,256,000		6,315,000	5,100,000		3,841,000
8. 土木費	4. 都市計画費	常陸大宮駅周辺整備事業	86,536,000	86,536,000		13,361,000	60,900,000		12,275,000
8. 土木費	5. 住宅費	子育て世帯向け住宅整備事業	9,075,000	8,305,000					8,305,000
11. 災害復旧費	1. 公共土木施設 災害復旧費	市道災害復旧事業	48,200,000	48,200,000			25,200,000		23,000,000

報告第4号

令和4年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
									国県支出金	地方債	その他		
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	円 3,441,238	茨城県が施行中の市道改良工事が遅延し、市において移転補償を予定していた水道管移設工事の年度内完了が困難となったため。	
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	133,930,962	94,343,962 39,587,000	39,587,000	39,587,000	19,566,000	19,000,000			1,021,000	地権者の移転候補地選定に不測の日数を要したことから年度内に事業を完了することが困難となったため。	
8. 土木費	4. 都市計画総務費	常陸大宮駅周辺整備事業	119,769,286	106,754,286 13,015,000	13,015,000	13,015,000	6,500,000	6,100,000			415,000	借家人の移転候補地選定に不測の日数を要したことから年度内に事業を完了することが困難となったため。	

報告第5号

令和4年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	取水施設建設改良事業	円 13,032,000	円 6,732,000	円 6,300,000	円	円	円 6,300,000	円		半導体等の調達困難による電子機器の納入遅延に伴い、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設建設改良事業	円 99,322,000	円 75,526,000	円 12,150,000			円 12,150,000	円 11,646,000		半導体等の調達困難による電子機器の納入遅延に伴い、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水施設建設改良事業	円 63,943,000	円 29,480,000	円 28,700,000			円 28,700,000	円 5,763,000		半導体等の調達困難による電子機器の納入遅延に伴い、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設事業費	円 390,239,000	円 214,312,144	円 84,080,000			円 84,080,000	円 91,846,856		同時施工の市道改良工事の繰越等に伴うもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	営業外収益	損益勘定留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	受託工事費	円 900,000	円 572,000	円 320,000	円 320,000	円	円	円 8,000	円	同時施工の市道改良工事の繰越等に伴うもの

報告第6号

令和4年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和4年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業負担金	円 7,238,000	円 1,497,000	円 5,741,000	円	円 5,500,000	円 241,000	円	円	県の流域下水道事業において一部繰越工事となることから、当該繰越分に対する負担金の支払を繰り越すもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業負担金	円 3,836,000	円 2,426,000	円 1,410,000	円	円	円 1,410,000	円	円	県の流域下水道事業において一部事故繰越工事となることから、当該繰越分に対する負担金の支払を繰り越すもの

報告第7号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和5年専決第11号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第11号

専決処分書

市役所敷地内における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年5月26日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 相手方

常陸大宮市在住者

2 損害賠償の額

一金357,368円

3 事故の概要

令和5年4月19日午前10時45分頃、市職員が運転する公用車が、市役所ロータリーから市道へ出るために一時停止をした際、車道に出過ぎたためバックしたところ、後方に停車していた相手方車両と接触し、当該車両のフロントバンパー等に損害を与えた。

4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

5 専決処分を行う理由

市役所敷地内において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第 8 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 9 号）のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 5 年 6 月 6 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第9号

専決処分書

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月22日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(専決処分を行う理由)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について(令和3年常陸大宮市議会議決)第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

常陸大宮市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第9号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和5年専決第10号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第10号

専決処分書

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月22日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例（平成26年常陸大宮市条例第23号）の一部を次のように改正す
る。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第37条第1項中「同省令」を「同令」に、「小規模保育事業B型をいう。第
42条第3項第1号」を「小規模保育事業B型をいう。同号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 3 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 5 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第5号

専決処分書

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第46条中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によって」を「により」に改める。

第48条第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第50条第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第98条第1項及び第5項並びに第101条第1項中「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第14項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第15項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第17項を次のように改める。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

附則第10条の3中第13項を第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第

1 1 項の次に次の 1 項を加える。

1 2 法附則第 1 5 条の 9 の 3 第 1 項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第 7 条第 1 6 項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出することができなかつた理由

附則第 1 5 条の 2 を削る。

附則第 1 5 条の 2 の 2 を附則第 1 5 条の 2 とする。

附則第 1 5 条の 6 第 3 項を削る。

附則第 1 6 条第 1 項中「第 8 項」を「第 4 項」に改め、同条第 2 項中「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで」を「令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで」に、「令和 3 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第 3 項から第 6 項までを削り、同条第 7 項中「附則第 3 0 条第 7 項」を「附則第 3 0 条第 3 項」に、「三輪以上のガソリン軽自動車」を「三輪以上の法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 8 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 3 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第 2 号ア（2）中「3, 9 0 0 円」とあるのは「2, 0 0 0 円」と、同号ア（3）（i）中「6, 9 0 0 円」とあるのは「3, 5 0 0 円」」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 8 項中「附則第 3 0 条第 8 項」を「附則第 3 0 条第 4 項」に改め、「当該ガソリン軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 7 年 3 月 3 1 日」に、「令和 5 年度分」を「当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第 4 項の表の左欄に掲げる同条の規定中

同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句を「同条第2号ア(2)中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア(3)(i)中「6,900円」とあるのは「5,200円」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の常陸大宮市税条例(以下「新条例」という。)の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項において「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律(令和3年法律第7号)附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第266号)附則第64条に規定する中小事業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。)(中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引き渡しを受けた場合における特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の常陸大宮市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

- 2 新条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 33 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 6 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第6号

専決処分書

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5千円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5千円」に改める。

附則第2項から第4項まで、第6項から第9項まで、第12項及び第13項中「第23条第1項の」を「第23条の」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 3 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 8 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第 8 号

専決処分書

常陸大宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び常陸大宮市国民健康保険美和診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和 5 年 5 月 8 日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

新型コロナウイルス感染症について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の位置付けが、令和 5 年 5 月 8 日から変更されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市職員の特殊勤務手当に関する条例及び常陸大宮市国民健康保険美和診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(常陸大宮市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市職員の特殊勤務手当に関する条例(平成20年常陸大宮市条例第3号)の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項を次のように改める。

(感染症防疫作業手当の特例)

- 2 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が別に定めるものに限る。)をいう。)から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって、規則で定めるものに従事したときは、感染症防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は適用しない。
- 3 第16条の規定にかかわらず、前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。

(常陸大宮市国民健康保険美和診療所職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市国民健康保険美和診療所職員の特殊勤務手当に関する条例(平成16年大宮町条例第42号)の一部を次のように改正する。

附則第3項及び第4項を次のように改める。

(感染症接触手当の特例)

- 3 職員が、特定新型インフルエンザ等(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの(市長が別に定めるものに限る。)をいう。)の患者若しくはその疑いのある者の診療又は介助若しくは特定新型インフルエンザ等の病菌の付着した物体(その疑いのあるものを含む。)の処理作業に従事したときは、感染症接触手当を支給する。この場合において、第5条第2項の規定は適用しない。
- 4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき1,500円(緊急に行われた措置に係る作業であって、心身に著しい負担を与えると市長が認めるものに従事した場合にあっては、4,000円)を超えない範囲内におい

て、それぞれの作業に応じて規則で定める額とする。

附 則

この条例は、令和5年5月8日から施行する。

議案第 35 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 4 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第4号

専決処分書

令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

新型コロナウイルスワクチン接種の特例臨時接種期間延長に伴う事業執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 5 年専決第 7 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第7号

専決処分書

令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和5年4月24日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金の支給事業執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第 37 号

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）の一部改正により、マイナンバー制度における個人認証に必要な電子証明書について、移動端末設備（スマートフォン）へ搭載が可能とされたことに伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付に係る規定を見直すため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市印鑑条例の一部を改正する条例

常陸大宮市印鑑条例（昭和55年大宮町条例第3号）の一部を次のように改正する。

第13条中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「限る。）」の次に「又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 38 号

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の一部改正に伴い、常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第 32 号）の一部を改正する必要性が生じたため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「，個人の市民税若しくは森林環境税を納付し，若しくは納入し」に，「に充当する」を「を納付し，若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め，同項を同条第6項とし，同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め，同項を同条第5項とし，同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め，同項を同条第4項とし，同条第2項中「前項」を「第1項」に改め，同項を同条第3項とし，同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において，当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には，当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは，給与所得者は，施行規則で定めるところにより，前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「徴収方法」を「徴収の方法等」に改め，同条第1項中「によって」を「により」に改め，同条に次の1項を加える。

- 3 森林環境税は，当該個人の市民税の均等割を賦課し，及び徴収する場合に併せて賦課し，及び徴収する。

第41条中「及び県民税額」を「，個人の県民税額及び森林環境税額」に，「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え，同条第2項中「においては」を「には」に，「によって」を「により」に改め，同条第3項，第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に，「においては」を「には」に改め，同条第2項中「通知によって」を「通知により」に，「第17条の2の規定によって」

を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第47条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。）」を加え、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「，」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第3条第1項の規定（この条例による改正後の常陸大宮市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の改正規定及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第3条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第2項の

規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の常陸大宮市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき常陸大宮市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

議案第 39 号

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成 14 年総務省令第 24 号)の一部改正等に伴い、常陸大宮市火災予防条例(平成 16 年大宮町条例第 47 号)の一部を改正する必要があるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市火災予防条例の一部を改正する条例

常陸大宮市火災予防条例（平成16年大宮町条例第47号）の一部を次のように改正する。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車，原動機付自転車，船舶，航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に，「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい，分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で，変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあつては，充電ポストを含む」に改め，同項第1号ただし書中「不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め，同号に次のように加える。

- ア 不燃材料で造り，又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの
- イ 分離型のものにあつては，充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし，分離型のものの充電ポストにあつては，この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め，同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され，」に，「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め，同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を，当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに，速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め，同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め，同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り，同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主として保安のために設けるものを除く。）」を加え，同項中第18号を第19号とし，第17号を第18号とし，同号の前に次の1号を加える。

- (17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては，充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第16条第1項中「日本産業規格」の次に「(産業標準化法(昭和24年法律第185号)第20条第1項の日本産業規格をいう。以下同じ。)」を加える。

第23条第3項を削り、同条第4項第2号中「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第7に定めるものとしなければならない」を「健康増進法(平成14年法律第103号)第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りでない」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

別表第7を次のように改める。

別表第7 削除

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の常陸大宮市火災予防条例(以下「新条例」という。)第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律(平成30年法律第78号)附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。

4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかか

ならず，なお従前の例による。

議案第40号

財産の取得について

下記のとおり財産の取得を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 取得する財産
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型） 1台
- 2 契約の方法
指名競争入札による契約
- 3 契約金額
一金71,390,000円
- 4 契約の相手
茨城県常陸大宮市盛金1382番地の2
青砥モータース
代表 青砥 角栄

令和5年6月6日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸



物品売買仮契約書

- 1 件 名 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（I-B型）購入
- 2 規格及び数量 別紙仕様書のとおり
- 3 契約金額 金71,390,000円
 うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金6,490,000円
- 4 納入期限 令和6年3月13日
- 5 納入場所 常陸大宮市消防本部（常陸大宮市姥賀町621番地）
- 6 契約保証金 金7,139,000円

発注者 常陸大宮市（以下「甲」という。）と受注者 青砥モータース（以下「乙」という。）とは、別紙「物品売買契約約款」に基づき、上記物品の売買契約を締結する。
 この契約は、常陸大宮市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。
 この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年4月28日

甲 住 所 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6

氏 名 常陸大宮市長 鈴木 定幸



乙 住 所 茨城県常陸大宮市盛金1382番地の2

氏 名 青砥モータース

代表 青砥 角栄



議案第41号

工事請負契約の締結について

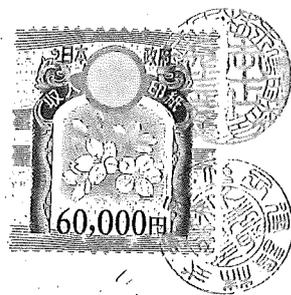
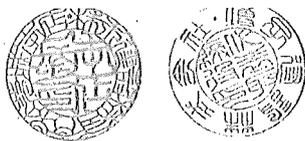
第05-09-130-0-001号大宮運動公園市民球場改修工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 工事番号及び工事名
第05-09-130-0-001号
大宮運動公園市民球場改修工事
- 2 契約の方法
一般競争入札による契約
- 3 契約金額
一金322,300,000円
- 4 契約の相手
株木・増子特定建設工事共同企業体
代表構成員 茨城県水戸市吉沢町311番地1
株木建設株式会社茨城本店
専務執行役員本店長 黒江 俊郎
構成員 茨城県常陸大宮市南町267番地
増子建設株式会社
代表取締役 増子 秀典

令和5年6月6日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸



建設工事請負仮契約書

- 1 工事番号 第05-09-130-0-001号
及び工事名 大宮運動公園市民球場改修工事
- 2 工事場所 常陸大宮市鷹巣地内
常陸大宮市議会の議決を得た日の翌日から
- 3 工期 令和6年3月10日まで
- 4 請負代金額 ¥322,300,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥29,300,000-
- 5 契約保証金 常陸大宮市財務規則第140条第1項第2号の規定により免除
- 6 解体工事に要する費用等
(1) 解体工事に要する費用
(2) 再資源化等に要する費用
(3) 分別解体等の方法
(4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

別紙のとおり

上記の工事について、発注者と請負人は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負人が共同企業体を結成している場合には、請負人は、別添の共同企業体協定書により、上記の工事を共同連帯して請け負う。

この契約は、常陸大宮市議会の議決を得たときに本契約としての効力を生ずるものとする。

この契約を証するため、本書3通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和5年5月15日

発注者 住所 茨城県常陸大宮市中富町3135番地の6
氏名 常陸大宮市長 鈴木 定幸



共同企業体名 株木・増子特定建設工事共同企業体

請負人 住所 茨城県水戸市吉沢町311番地1
(代表構成員) 氏名 株木建設株式会社茨城本店
専務執行役員本店長 黒江 俊郎



請負人 住所 茨城県常陸大宮市南町267番地
(構成員) 氏名 増子建設株式会社
代表取締役 増子 秀典



議案第 4 2 号

市道路線の認定について

市道路線を下記のとおり認定するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	終点	延長 (m)	幅員 (m)
11223 号線	下町 1374 番 17 地先	下町 1374 番 21 地先	74.80	6.00

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

寄附受入れした道路について、新たに路線を認定し、公共の用に供するものです。

認定路線位置図



議案第 4 3 号

市道路線の変更について

市道路線を下記のとおり変更するので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項において準用する同法第 8 条第 2 項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	旧新別	起点	終点	延長(m)	幅員(m)
30144 号線	旧	盛金字戸ノ内 2454 番 1 地先	盛金字坏 1914 番地先	61.55	1.49～ 3.23
	新	盛金字戸ノ内 2454 番 1 地先	盛金字坏 1909 番地先	28.11	1.99～ 2.19

令和 5 年 6 月 6 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

用途廃止申請により、公共の用に供する必要がなくなったと認められる路線の一部を廃止し、路線を短縮するものです。

変更路線位置図



変更路線図

